

こども未来応援プラン（仮称）～徳島県社会的養育推進計画～（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

平成 28 年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、「子どもの声」をしっかりと聞き、子どもの権利を着実に守り、支援する体制を整えることで、児童虐待の未然防止につなげるとともに、家庭養育を推進することで「子どもの最善の利益」を実現する。

2 新たな計画の特徴

基本コンセプト

「すべての子どもたちが健やかに成長できる徳島県を目指して」

- 「子どもの権利擁護」を明確に計画に位置付け、体制強化及び意識を徹底
- 市町村強化や里親等推進により、「家庭養育優先原則」を実現
- 施設養護では小規模化や地域分散化による「より家庭的な養育」を推進

6つの柱

- ①当事者である子どもの権利擁護
- ②市町村の子ども家庭支援体制の強化
- ③里親等への委託等の推進
- ④施設の小規模・地域分散化、高機能化・多機能化
- ⑤児童相談所の強化
- ⑥一時保護機能の充実・強化

3 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

4 計画の推進

計画の進捗状況は、毎年度検証を行い、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に検証結果を報告し、必要に応じ計画の見直しを行う。

5 今後の予定

- | | | |
|------|-----|-----------------------------------|
| 令和元年 | 12月 | パブリックコメント実施 |
| 令和2年 | 1月 | 「徳島県社会的養育推進計画検討会」にて修正案とりまとめ |
| | 2月 | 総務委員会、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会にて（最終案）報告 |
| | 3月 | 「こども未来応援プラン」策定 |

計画の6つの柱と数値目標

1 当事者である子どもの権利擁護

子どもからの意見聴取と処遇への反映

(1) 定期的なアンケート等の実施による子どもからの意見聴取と処遇への反映

- (2) 一時保護所や児童養護施設入所時の十分な説明と子どもの意見の反映
- (3) 子どもの権利擁護意識の向上を目的とした、里親や施設職員に対する研修の実施

●数値目標【定期的なアンケート等実施施設数】 【H30】 0 ⇒ 【R6】 7施設

2 市町村の子ども家庭支援体制の強化

市町村相談支援体制の整備推進

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- (2) 情報提供や研修による市町村における相談支援体制の強化
- (3) 児童家庭支援センターの設置促進

●数値目標【子ども家庭総合支援拠点設置数】 【H30】 0 ⇒ 【R6】 24市町村

3 里親等への委託等の推進

里親の確保と資質の向上、子どもの意見尊重と保護者の理解促進

(1) フォスタリング（里親養育包括支援）機関の新設

- (2) 里親登録数を増やすための啓発活動の推進
- (3) 特別養子縁組制度の積極的な活用

●数値目標【里親委託率】 【H30】 12.8% ⇒ 【R11】 46.1%

4 施設の小規模・地域分散化、高機能化・多機能化

少人数の生活単位実現、施設機能を生かした地域支援

(1) 乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化による家庭的な養育の推進

- (2) 施設職員の専門性向上のための人材育成を支援
- (3) 児童家庭支援センターの設置促進（再掲）

●数値目標【分園型小規模グループケア施設数】 【H30】 0 ⇒ 【R11】 10か所

5 児童相談所の強化

適正な人員配置・専門性の強化や関係機関との連携等による体制強化

(1) 児童虐待や家庭養育推進に適切に対応するための児童福祉司等の増員

- (2) 複雑な児童問題に対応する職員の専門性の強化
- (3) 関係機関との連携強化

●数値目標【児童相談所の児童福祉司数】 【H30】 23人 ⇒ 【R6】 35人

6 一時保護機能の充実・強化

一時保護児童の権利擁護の強化と一時保護委託先の拡充

(1) 子どもの教育・生活環境の継続に向けた、身近な一時保護委託先（施設・里親）の確保

- (2) 研修による一時保護所職員の専門性の強化
- (3) 外部機関によるチェック体制の確立

●数値目標【一時保護専用施設の設置圏域数】 【H30】 0 ⇒ 【R6】 3圏域

※ 太字・下線部については特に重点的に進める事項